

NPO法人松江音楽協会 ボランティア会員規約

(規約の目的)

第1条 この規約は、NPO法人松江音楽協会(以下「法人」)の会員規程第2条第1項に定める会員の種別のうち、「ボランティア会員」について規定するものです。

(定義)

第2条 この会員は「松江音楽協会ボランティア会員」(以下、「ボランティア会員」と称し、法人の組織運営や事業活動を支援するため、自らの意思で、無償で協力する目的で入会した個人をいいます。

(目的)

第3条 ボランティア会員は、法人の組織運営や法人の主催又は共催する催事、及びプラパホールが主催する催事の運営に協力し、またボランティア会員相互の交流を図ることを目的とします。

(入会)

第4条 ボランティア会員に入会するときは、所定の「ボランティア会員申込書」(以下「申込書」)を法人に提出する必要があります。

2 中学生以下の入会はお断りします。

(会員資格期間)

第5条 ボランティア会員が資格を有する期間は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとします。ただし、年の途中で入会した場合の入会日は、入会が成立した日からとします。

2 会員期間中に会員の継続を申し出た場合は、会員資格期間を1年間延長するものとします。

(入会金及び年会費)

第6条 新たに入会を申し込んだときは、所定の入会金を法人に支払うものとします。ただし、理事長の承認により入会金を免除することがあります。

2 年会費は無料とします。

3 入会金の支払い方法は、現金及び口座振込から選ぶことができます。

(1) 現金の場合

申込書に添えて窓口でお支払いください。

(2) 口座振込の場合

指定する口座にお振込みください。なお、振込手数料は会員の負担とします。

4 既納の入会金を返還することはできません。

(特典)

第7条 法人は、会報及び主催事業等の催事案内を送付します。

(個人情報の取り扱い)

第8条 法人は、会員への各種サービスを目的として、ボランティア会員の属性情報及び利用情報等を収集・保有できるものとします。

2 法人は、収集・保有した個人情報を目的以外に使用しません。

3 法人は、収集・保有した個人情報を保護し、厳重に管理する責務を負います。

4 ボランティア会員は、法人からの各種情報提供を受けることを承諾したものとします。

(保障)

第9条 法人は、傷害保険(スポーツ安全保険)の加入を通じて、ボランティア活動における傷害事故に対し保障を行います。

(届出事項の変更等)

第10条 ボランティア会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちにその内容を協会に届ける必要があります。

2 前項の届け出がないために生じた損害のすべては、ボランティア会員が負うものとします。

(資格喪失)

第11条 ボランティア会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第12条 ボランティア会員を退会するときは、法人に退会届を提出する必要があります。

(除名)

第13条 ボランティア会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、これを除名することができます。

(1) この規約に違反したとき。

(2) 虚偽の申告があったとき。

(3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(規約の変更)

第14条 本規約を変更する場合には、法人は、一定の予告期間において周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の規約を適用するものとします。

2 最新の規約及び変更しようとする規約は、法人事務所、若しくはホームページ等により告知します。

附 則

1 この規則は、平成27年5月1日から施行します。

2 この規則は、平成28年4月1日から施行します。

3 この規約は、平成30年2月24日から施行します。

4 この規約は、令和6年10月1日から施行します。